

令和3年度 神栖市地域おこし協力隊募集要項

1 概要・目的

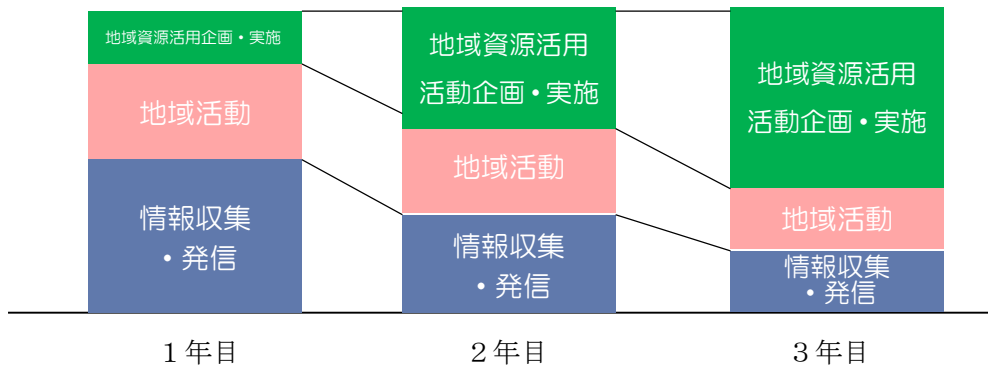
神栖市では、観光客を増やすことを目的に、地域外から移住してきた方の新しい視点で神栖市の強み・弱みを分析し、その結果を生かして市や関係機関と協力しながら地域資源の活用に取り組み、活動終了後に神栖市内で就業または起業する人材を募集します。

2 取り組んで欲しい内容

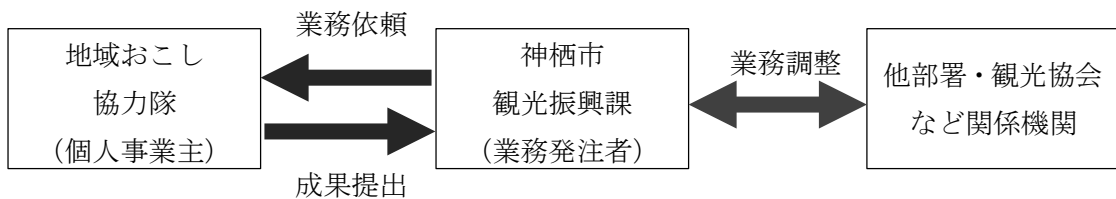
1年目は地域活動と市内の観光情報の収集・発信を中心に神栖の強み・弱みを分析してもらいます。以降2年目は1年目に集めた情報をヒントに地域資源を活用する事業の企画を中心に、最後の3年目には実際に市や観光協会などとともに地域資源を活用する事業の実施を中心に活動していただきます。

※ 3年間の委嘱を確約するものではありません。詳しくは「6 身分及び委嘱期間」をご確認ください。

【活動イメージ】



【関わり方】



(1) 地域資源を活用する活動

市外から移住する“あなた”の視点から考えた「地元の人にとっては当たり前の〇〇もPRポイントになるのでこれを生かした事業を実施してはどうか?」「〇〇と△△をかけあわせたら、たくさんの人に神栖市へ来てもらえるかも!」などの柔軟なアイデアをもとに、市や観光協会などと協力しながら、積極的に地域資源の活用をする活動＝「〇〇で神栖を盛り上げる活動」を企画・実施する。

【地域資源 (例)】

観光	海（波崎海水浴場・日川浜海水浴場），1000人画廊，鹿島臨海工業地帯（工場夜景），フィルムコミッション（ロケ地開拓・実績活用）
特産品	ピーマン，サバ，いわし，若松，センリョウ，将棋盤
アクティビティなど	スポーツ合宿，釣り，サーフィン

(2) 情報収集・発信活動

神栖市地域おこし協力隊として着任後に設置する SNS やブログ、ホームページなどで、自身の地域おこし協力隊での活動や、市内の観光に関する話題を取り上げた記事の発信をする（使用する媒体は相談して決定します）。また、広報原稿などの作成も依頼することがあります。

(3) 観光振興に関する地域活動

市・神栖市観光協会などが行う観光振興事業（お祭りなどのイベントなど）へ協力をさせていただきます。

3 募集人数

1名

4 求める人物像

- (1) 活動期間終了後も神栖市に定住し、就業または起業する意思のある方
- (2) 観光振興に興味があり、市や観光関連事業者、地域住民などと意欲的にコミュニケーションを図りながら、自発的・計画的に行動できる方
- (3) 心身ともに健康な、おおむね 20～60 歳の方
- (4) 法令（特に神栖市情報セキュリティポリシーなど）を遵守し、公序良俗に反しない行動ができる方
- (5) 情報発信や観光関係の企画立案に携わった経験がある方（歓迎要件、必須ではありません）

5 募集要件

「4 求める人物像」に合致し、次の要件をすべて満たす方。

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域など（※）に現に住所を有する方で、委嘱後、神栖市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方。
※ 過疎地域自立促進特別措置法や山村振興法などで定める条件不利地域に該当しない市町村、一部条件不利地域のうち条件不利区域外の区域を指します。詳しくは総務省ホームページをご覧ください。
- (2) 普通自動車免許を有し、実際に運転ができる方
- (3) パソコン（ワード・エクセルなど）の基本操作及びインターネット（ホームページ・SNS など）で情報発信などができる方
- (4) 次のいずれにも該当しない方
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ④ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 身分及び委嘱期間

- (1) 身分 地域おこし協力隊員として、神栖市長が委嘱します。
※ 市と雇用関係はないため、社会保険料などは自己負担となります。
- (2) 委嘱期間 委嘱の日から令和4年3月31日まで。
※ 活動状況や実績を勘案し委嘱期間を更新できるものとします（最長3年）。

7 活動時間及び日数

委託契約となるため、指定しません。ただし、市と協議の上、月毎に活動目標と活動予定日時を記載した活動計画書を提出していただきます。

8 待遇など

(1) 費用

ア 活動対価

最大 225,000 円（月額）

※ 市へ毎月提出していただく活動月報などの実績により、月額を決定します。

イ 活動経費

最大 2,000,000 円（年額）

活動計画、日報及び月報などの内容を審査し、適正と認められるときは、市の予算の範囲内で活動に要する経費を支払います（年額上限 2,000,000 円、要証拠書類）。ただし、適正と認めた場合でも、市と隊員で協議の上、経費の支払に上限額を設ける場合があります。

〈例〉ア 委嘱期間中の住居借上げ料

- ・月額上限 50,000 円
- ・引越費用、光熱水費、生活備品、自治会費などは自己負担

イ 活動用車両借上料

- ・月額上限 35,000 円
 - ・自家用車を活動用車両として使用することも可とするが、その場合借上料は支給なし
- ※ 自家用車・借上車両ともに対人及び対物補償無制限の任意保険へ加入（自己負担）をしていただきます

ウ 車両の燃料費

用件毎に記録した走行距離を市が審査して認めた分が対象

エ パソコン借上料

月額上限 5,000 円

オ その他

活動旅費、研修・資格取得などに要する経費など、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務官通知)に基づいて市が適正と認めたもの

(2) 地域おこし協力隊委託期間中の協力隊以外の就業・業務請負など

地域おこし協力隊の活動に差し支えない範囲で、他の業を行うことができます（要届出）。

(3) 研修

段階別に国・県が実施する研修のほか、隊員が希望する研修を市が活動に必要であると判断した場合、活動経費をあてて参加することができます。

(4) その他

- ・活動場所は活動内容により市と協議して決定します。また、所管課内に隊員が活動中に自由に使用できるフリースペースを設置予定です。
- ・市担当者とは週1回程度、定期的な打合せをしていただく予定です。

9 応募方法

- (1) 受付期間 令和3年5月28日(金)～令和3年6月28日(月)
※ 6月28日(月)午後5時までに市役所観光振興課へ到着分に限り受付
- (2) 提出書類 下記の書類を提出
①応募用紙 ②運転免許証の写し ③住民票抄本(写し可)
④その他自由な自己PR(形式不問、必須ではありません)
- (3) 提出方法 郵送またはメール(宛先は下記「11 問合せ先」のとおり)

10 選考方法

(1) 第1次選考(書類選考)

書類選考の上、結果を応募用紙記載の住所あてに文書で通知します(7月上旬予定)。

(2) 第2次選考(面接)

第1次選考の合格者を対象に、神栖市役所で、プレゼンテーション及び面接試験を行います(7月下旬予定)。

プレゼンテーションでは、今のあなたが考える神栖市の地域資源の活用策について、予算やかかる人数、事業の進め方も含めた事業計画書を作成して事前提出していただき、それをもとに面接官に発表していただく予定です。詳細については、第1次合格者に選考結果の通知と併せてお知らせします。

なお、第2次選考は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況などによっては、オンライン上で実施します。第2次選考に要する交通費、通信費などは個人負担となります。

(3) 最終選考結果の報告

最終結果(内定)は第2次選考終了後に文書で通知します。

※ 住民票の移動は必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。

11 問合せ先

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5 分庁舎1階

神栖市 産業経済部 観光振興課 佐藤

電話 0299-90-1217・FAX 0299-90-1211

メール kanko@city.kamisu.ibaraki.jp